

届け出をお忘れなく ～各種届け出手続き一覧～

(詳細) 豊平区役所 (平岸 6条10丁目)
☎822-2400 (代表)

春は転勤・就職・進学など転居の季節です。住所が変わると、下表のような手続きが必要となります。忘れずに届け出を済ませましょう。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。

(表中の は、手続きに必要なものです)

手続き内容	転出(豊平区 市外)	転入(市外 豊平区)	札幌市内・豊平区内での異動	担当課
住所の変更 (住民票の異動)	転出届 引越し前に転出の手続きが必要です。 届け出人の本人確認書類(免許証、保険証など)	転入届 転入後14日以内に。 届け出人の本人確認書類(免許証、保険証など) 転出証明書(前住所地で発行)	区間異動・転居届 新住所地の区役所で(転居後14日以内)。 届け出人の本人確認書類(免許証、保険証など)	区役所1階 戸籍住民課
	新住所地の番号(番号)または番地(番地)まで、アパート・マンションの場合は、その名称、部屋番号まで確認の上、届け出を。区間異動の場合は、旧住所地の区役所に行く必要はありません。			
印鑑登録	印鑑登録証の返還 登録は転出届により自動的に廃止になります。 印鑑登録証	新たに登録手続き 登録印鑑、所定の本人確認書類(事前に係までお問い合わせください)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	
転校(小中学校)	在学証明書・教科書給付証明書を今までの学校で発行してもらってください。	前の学校で発行した在学証明書を住民異動届とともに提出 転校手続きに必要な入校票を発行します。 在学証明書(今までの学校で発行)		
国民健康保険	脱退手続き、保険証の返還(引越し前に) 印鑑、国民健康保険証、納付通知書	加入される方は加入手続き 転入後14日以内に。 印鑑(通帳使用印)、預金通帳	住所変更手続き 新住所地の区役所で(転居後14日以内)。 印鑑、国民健康保険証、納付通知書	区役所1階 保険年金課
国民年金	加入者	<平成14年3月まで> 転出先の市町村で住所変更の手続き ----- <平成14年4月から> 第1号被保険者(自営業・自由業・学生など)と任意加入の方は、転出先の市町村にお問い合わせください。 ----- <平成14年3月まで> 加入手続き ・20歳～59歳までの方 ・60歳以上で任意加入の方(厚生年金・共済組合の加入者を除く) 年金手帳、印鑑、前住所での納付書 ----- <平成14年4月から> 第1号被保険者(自営業・自由業・学生など)と任意加入の方の住所変更届は、戸籍住民課で転入届をすることにより手続きされたこととなります(厚生年金・共済組合の加入者や第3号被保険者を除く)	<平成14年3月まで> 戸籍住民課で転居届をすることにより自動的に住所変更されますので手続きは不要です。 ----- <平成14年4月から> 第1号被保険者(自営業・自由業・学生など)と任意加入の方の住所変更届は、戸籍住民課で転居届をすることにより手続きされたこととなります(厚生年金・共済組合の加入者や第3号被保険者を除く)	
	受給者	住所・支払機関変更届(はがき)を異動先の社会保険事務所あてに郵送してください。詳しくは札幌東社会保険事務所(白石区菊水1条3丁目 ☎832 5300)か、区役所年金係にお問い合わせください。		
児童手当	消滅手続き 印鑑	新たに申請手続き 印鑑(後日、書類を用意していただくこともあります)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	
児童扶養手当 特別児童扶養手当	転出先での住所変更手続き 道外転出の場合は豊平区でも住所変更手続きが必要です。	住所変更手続き 印鑑、手当証書 道外からの転入の場合は、世帯全員の住民票も必要です。	住所変更手続き 新住所地の区役所で。 印鑑、手当証書	
特別障害者手当 障害児福祉手当	転出の届け出 印鑑	住所変更手続き 身体障害者手帳、療育手帳、本人名義の通帳	住所変更手続き 新住所地の区役所で。 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	区役所3階 保健福祉サービス課
身体障害者手帳 療育手帳	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・各種乗車券の返還 福祉乗車証・福祉タクシー利用券・各種乗車券	住所変更手続き 印鑑、手帳(療育手帳の場合は、本人の顔写真も必要です)	住所変更手続き 新住所地の区役所で。 印鑑、手帳	
敬老手帳 (65歳以上の方)	敬老手帳の返還 敬老手帳	新たに申請手続き 保険証など、年齢を確認できるもの	ご自分で住所を書き換えてください。	
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)	敬老優待乗車証の返還 敬老優待乗車証	住民異動届提出後、案内通知が後日届きます。	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	
医療助成 (乳幼児・老人・重度障害・母子)	受給者証の返還 受給者証	新たに申請手続き 健康保険証、重度障害者の方は身体障害者手帳など	住所変更手続き 新住所地の区役所で。 受給者証	
軽自動車 税	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 軽自動車(125cc超250cc以下) 小型二輪(250cc超)	廃車手続き 印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書 新規登録 印鑑、廃車証明書、運転免許証	住民異動届により自動的に住所が変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください。 札幌地区軽自動車協会(北区新川5条20丁目 ☎768 3955)で手続き(受付時間:午前9時～正午、午後1時～4時) 札幌陸運支局(東区北28条東1丁目 ☎731 7169)で手続き *時間外のお問い合わせは ☎721 5489へどうぞ。	区役所2階 課 税 課
固定資産税	土地、建物などの所在地の市区町村へ住所変更の連絡をしてください(電話やはがきでも結構です)。			

※なお、水道・下水道に関する届け出の手続きは、水道局電話受付センター(☎211-7770)までお問い合わせください。